

# コミュニティ城崎規約

## 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「コミュニティ城崎」と称し、事務所を豊岡市城崎町桃島1057-1豊岡市城崎庁舎3階（城崎地区コミュニティセンター）に置く。

(目的)

第2条 本会は、城崎地域のコミュニティ組織として、住む人も訪れる人も帰ってくる人も居心地のよいまち「あいさつが生む、つながりを大切にする城崎」の推進を図るとともに、「共に思いやり、助け合って暮らせるまち」の構築に向けた活動を展開し、明るく楽しく健康で住み良いまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 人づくり及び人々のつながりに資する事業に関する事。
- (2) 健康の増進、福祉の向上に関する事。
- (3) 防犯、防災活動の推進に関する事。
- (4) 地域の活性化及び振興に関する事。
- (5) その他、地域の課題解決やまちづくりの推進に必要な事項に関する事。

## 第2章 組織

(組織及び会員)

第4条 本会は、城崎地域の住民並びに団体等で組織する。

2 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域に居住する住民
- (2) 地域で活動する団体
- (3) 地域に住所を置く事業所
- (4) その他会長が必要と認めるもの

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 (城崎町町内会長会正副会長) 3名
- (4) 部長 各部1名

(5) 監事 2名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、町内の連携及び共通課題の解決を図る。
- (4) 部長は、当該専門部をとりまとめ、事業を執行する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員を選任)

第7条 本会の役員は、次のとおり選任する。

- (1) 会長、副会長、監事（町内会長会選出を除く）及び部長は、総会において選出する。
- (2) 会長の選任にあたっては、第9条役員選考委員会によることができる。
- (3) 副会長及び部長並びに監事2名のうち1名は会長が指名する。
- (4) 理事は城崎町町内会長会正副会長とする。
- (5) 監事2名のうちの1名は、町内会長会において選出する。
- (6) 監事は、本会の他の役員及び代議員を兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任満後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員選考委員会)

第9条 第7条の規定に基づき、会長を選出するための役員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設ける。

- 2 選考委員会は、代議員から5名を事務局が指名する。
- 3 選考委員会は、互選により次の役員を選出する。
  - (1) 委員長
  - (2) 副委員長
- 4 役員の仕事にある者は、選考委員会の委員になることはできない。
- 5 選考委員会は、候補者の名簿を作成し、総会において報告し承諾を得なければならない。

(専門部)

第10条 本会に、次の専門部を設置する。専門部の活動内容は別に定める。

- (1) スポーツと文化のつながり部

- (2) 学びのつながり部
- (3) 安心のつながり部
- (4) まちのつながり部
- (5) コミュニティビジネス部

- 2 専門部の部員は、城崎地域の団体等から選出された者及び会長から推薦のあった者とする。また、専門部ごとに部員の互選により副部長1名（広報委員を兼務）を選出する。
- 3 部員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### （代議員）

- 第11条 本会に、代議員を置く。ただし、本会の役員は、代議員に就任することはできない。
- 2 代議員は、別表の団体から推薦のあった者及び町内会の1部から6部の輪番制により選出された者、並びに会長が特に必要と認めた者、その他公募により選任された者とする。
  - 3 公募により代議員に立候補する者は、申請書および履歴書を提出しなければならない。
  - 4 公募代議員の就任は、総会において議決し、可否について会長が応募者に書面通知する。
  - 5 代議員の定数は、30人以内とし、一定数の女性が参画できるよう努めるものとする。

#### （代議員の任務）

- 第12条 代議員は、総会または臨時総会において、提案された事項について審議し、決定する。
- 2 代議員は、本会の運営及び活動に関して、意見を述べることができる。

#### （代議員の任期）

- 第13条 代議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員及び団体の代表者の交代により選任された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 公募代議員の任期は、総会終了後、翌々年の3月末日までとする。

### 第3章 会議

#### （会議）

- 第14条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部長会
- (4) 部会

2 本会は、前項のほか必要に応じて委員会を設置することができる。

(総会)

第15条 総会は、代議員により構成する。

- 2 総会は会長が招集し、総会の議長は、出席した代議員の中から選出する。
- 3 定期総会は、毎年1回、原則4月に開催し、次の事項を審議し、承認及び議決を行う。
  - (1) 事業計画及び予算に関する事項
  - (2) 事業報告及び決算に関する事項
  - (3) 役員を選任及び解任に関する事項
  - (4) 本会の構成団体に関する事項
  - (5) 規約の改廃に関する事項
  - (6) その他、本会の運営に関する事項
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または代議員の3分の1以上の請求があったとき並びに監事から開催の請求があったとき開催する。
- 5 総会は、代議員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席者の過半数により議決する。

(役員会)

第16条 役員会は第5条で定める役員（ただし、監事を除く）で構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議する。
  - (1) 総会に付すべき事項
  - (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 役員会は、会長が招集する。
- 4 役員会の議長は、会長が行う。

(部長会)

第17条 部長会は第10条で定める部長で構成する。

- 2 部長会は、次の事項を審議する。
  - (1) 各部で作成する施策方針に関する事項
  - (2) 各部間における調整に関する事項
  - (3) 事業の進捗状況の報告及び問題点に関する事項
  - (4) その他会長が必要と認める事項

- 3 部長会は、会長が招集する。
- 4 部長会の議長は、会長が行う。

(専門部会議)

第18条 専門部会議は、部長、副部長及び部員で構成する。

- 2 専門部会議は次の事項を審議し、事業を執行する。
  - (1) 当該専門部の事業の企画及び運営に関する事項
  - (2) 当該専門部の事業の執行に関する事業
  - (3) その他の必要な事項
- 3 専門部会議は、部長が招集する。
- 4 専門部会議の議長は、部長が行う。

#### 第4章 事務局及び会計事務

(事務局)

第19条 本会の事務及び会計を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局員若干名を置き、必要に応じ事務局長を置くことができる。
- 3 事務局の運営に関する必要な事項は別に定める。

(経費)

第20条 本会の経費は、交付金、助成金、寄付金、地区協力金及びその他の収入を持って充てる。

- 2 地区協力金はJAたじま城崎支店の「町内会長会 コミュニティ城崎活動協力金」名義の口座に入金する。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査と報告)

第22条 監事は、本会の会計監査を行い、総会に報告する。

#### 第5章 その他

(委任)

第23条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則（平成28年12月16日決定）  
（施行期日）

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月23日決定）  
（施行期日等）

- 1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 設立年度に関する特別措置として、平成28年度（組織の創設年度）に選出された役員の任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、総会で承認された日から平成31年3月31日までとする。

附 則（平成29年4月26日決定）  
（施行期日等）

- 1 この規約は、平成29年4月26日から施行する。
- 2 設立年度に関する特別措置として、本会の名称（第1条）の使用並びに会議の設置運営に関する規定（第5条、第13条～第16条）は、総会で承認された日から施行する。

附 則（令和2年5月8日決定）  
（施行期日等）

- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 専門部の新設として、第12条に「(5) コミュニティビジネス部」を加える。

附 則（令和3年5月7日決定）  
（施行期日等）

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 会議の新設として、第13条中第3号を第4号とし、第2号の次に「(3) 部長会」を加える。
- 3 部長会の設置に伴い、第16条を第17条とし、第15条の次に「(部長会) 第16条」を加え、同条に所要の規定を定める。
- 4 団体の解散に伴い、別表中「2番 城崎町老人クラブ連合会」を削り、3番を2番とする。

附 則（令和4年5月10日決定）  
（施行期日等）

- 1 この規約は、令和4年5月10日から施行する。
- 2 団体の名称変更に伴い、別表中「9番 城崎町体育協会」を「9番 城崎スポーツ協会」に改正する。

附 則（令和6年5月10日決定）  
（施行期日等）

この規約は、令和6年5月10日から施行する。

別表（第4条、第5条、第12条関係）

番号	構 成 団 体
1	城崎町町内会長会
2	城崎民生委員児童委員協議会
3	城崎農会長会
4	城崎消防団
5	城崎こども園保護者会（但し、部員は「城崎こども園」）
6	城崎小学校愛育会（但し、代議員は「城崎小学校」）
7	城崎中学校PTA（但し、代議員は「城崎中学校」）
8	城崎文化協会
9	城崎スポーツ協会
10	スポーツクラブ21城崎
11	城崎温泉観光協会
12	豊岡市社会福祉協議会
13	豊岡市商工会城崎支部
14	豊岡市人権教育推進協議会城崎支部
15	豊岡北防犯協会城崎分会